



津市事業者緊急支援金のお知らせ



津市事業者緊急支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置による飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、**令和3年8月又は9月の1箇月当たりの全事業、全店舗の売上の減少が対前年又は前々年同月比30%以上50%未満**の事業者の事業の継続を支えるため、津市独自の支援金交付事業を実施します。

申請期間

令和3年10月22日（金） から **令和3年12月21日（火）**

※消印有効

対象者・要件等

※三重県が実施する営業時間短縮要請（8月、9月）に伴う協力金の支給対象者は、その対象となる月については本支援金と重複して申請できません。

対象者

中小法人等

津市内において事業所を有する事業者であって次のいずれかに該当するもの。
・資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業その他の法人
・常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（資本金の額又は出資金の総額が定められていない場合に限る）

個人事業者

本市の区域内に事業所を有する個人事業者

交付額

令和3年8月又は9月（対象月）と前年又は前々年同月（基準月）の売上の差額を算出し、下記の金額を上限に交付します。

中小法人等

上限10万円／月

個人事業者

上限5万円／月

支給要件

（①②のいずれかに該当する者）

① 一般型

- 令和2年9月以前から事業により売上を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- 令和3年8月又は9月の1箇月当たりの全事業、全店舗の売上について、前年又は前々年同月と比較して30%以上50%未満減少する月が認められること。

② 雑所得型

- 令和2年9月以前から雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（業務委託契約等収入）を主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること。
- 令和3年8月又は9月の業務委託契約等収入の金額について、令和2年1月から同年12月まで又は平成31年1月から令和元年12月までの月平均の業務委託契約等収入の金額と比較して30%以上50%未満の減少する月が認められる者。
- 令和2年9月以前から被雇用者又は被扶養者でないことが継続していること。

注意事項

- ※ 50%以上の売上減少の場合は、国の月次支援金の対象となる可能性があります
- ※ 本支援金の申請は、事業所や店舗数に関わらず1事業者あたり1回限りとなります
- ※ 支援金の趣旨・目的等に照らして適当でない判断した場合は対象になりません

申請方法等は裏面をご覧ください → → → →

申請の流れ

※申請は原則、郵送のみ



① 申請書等を津市ホームページからダウンロードして入手



② 申請書及び売上の減少を確認できる書類などを添付し送付

※申請にあたっては、必ず要領を確認してください。

津市

市役所

③ 申請書類到着後、審査を経て支援金の支払い

対象
事業者



提出書類



- ・津市HPに掲載している申請要領を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください。
- ・申請には、申請書・誓約書・請求書（様式）等のほかに、次の書類が必要です。

① 確定申告書の写し	令和元年度又は令和2年度（対象月を含む）確定申告書 收受印（E-Taxの場合は「受信通知」）が必要 ※8・9月で比較対象年が異なる場合は2年分の確定申告書類が必要
② 売上台帳等の写し	令和3年8月、9月又はその両月の全店舗、全事業の売上台帳等
③ 本人確認ができる書類	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの
④ 通帳の写し	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や名義人が分かるページ

以下は「雑所得又は給与所得型」のみ必要

⑤ 国民健康保険証の写し	本人名義であり、申請日時点で有効な保険証が必要
⑥ 業務委託契約書等の写し及び支払い調書、源泉徴収票、支払明細書の中からいずれか一つ	

※上記以外に必要な書類があるので、申請の際には必ず津市HPの申請要領をご確認ください！

申請方法など



申請は原則、郵送のみ

（申請書等は津市のホームページよりダウンロードしてください。）

申請書の入手方法
申請方法

ホームページ：「津市事業者緊急支援金」で検索
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1634174333892/index.html>

申請（郵送）先

〒514-0131 三重県津市あのとつ台4-6-1 あのとつピア1階
津市ビジネスサポートセンター内
津市事業者緊急支援金事務局 あて



問い合わせ先

商工観光部	経営支援課	TEL: 059-236-3355
	企業誘致課	TEL: 059-236-3353
	商業振興労政課	TEL: 059-229-3114
各総合支所	地域振興課	